

グリーン調達ガイドライン

2024年 12月 20版



株式会社 ナカヨ

<目次>

1. 目的	2
2. 適用範囲	2
3. 取引先様の環境保全に関する調査及び契約	2
・表1 調査表一覧	2
3. 1 材料・製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合	2
3. 2 取引先様の環境保全に関する項目	3
3. 3 環境影響評価	3
3. 4 調達品に関する調査	4～6
・表2 ナカヨ自主管理化学物質区分／対比表	
・表3 レベル 1 禁止物質群	
・表4 レベル 2 管理物質群	
3. 5 購入品生産条件変更届出書の提出のお願い	7
・表5 購入品生産条件変更届出書の提出を必要とする4M変更	
3. 6 納入資材の含有化学物質に関する覚書の締結について	7
4. 添付資料	
4. 1 購入品生産条件変更届出書、記入説明	8～9
4. 2 不含有／内容保証書、記入説明、添付一覧表	10～12
5. 改訂来歴	13～14

1. 目的

本ガイドラインは環境保全に積極的に取り組んでいる取引先様から、環境負荷のより少ない調達品・サービス等を調達することを目的と致します。

2. 適用範囲

当社が調達する材料、部品、包装材、半完成品、完成品、設備・治工具、副資材、文具、事務用、事務機器、サービス、物流等のすべての調達品・サービスを適用範囲とする。

3. 取引先様の環境保全に関する調査及び契約

1項の目的のために取引先様より「グリーン調達取引先様調査表」、「有害化学物質調査表」、「購入品生産条件変更届出書」、「含有化学物質データ(AI、CI)」、「不含有/内容保証書」の調査提示、及び「納入資材の含有化学物質に関する覚書」の締結をお願い致します。

取引先様から開示戴きました、環境保全状況並びに調達品の環境保全状況に関する情報は、当社の環境負荷の少ない製品の開発・設計に活用させて戴き、環境適合製品をお客様にお届けすると共に、取引先様及び当社の事業活動に伴う環境負荷低減活動として取り組みます。

※各調査の帳票は表1よりダウンロードして活用をお願い致します。

表1 調査表一覧

調査区分	範囲	区分	頻度【注記】	提示依頼資料	ダウンロード
調達品調査	原材料 包装材料 部品 半完成品 完成品	必須	新規部品 採用時 製品含有化学 物質情報の追 加・更新時	不含有/内容保証書 (和)	pd-197jp.xlsx
				不含有/内容保証書 (英)	pd-198en.xlsx
				chem SHERPA-AI または chem SHERPA-CI ※chem SHERPA (成分情報・遵法判断情報)	https://chemsherpa.net/tool
その他	作業者、機械・設備、材料・部品及び製造工程・工法の変更	必須	4M 変動時	購入品生産条件変更届出書 (和)	V-070.xlsx

【参考】

JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会) <https://chemsherpa.net/>

1) chemSHERPA-AI

JAMPが提供する部品、製品に含有される化学物質情報を伝達する為のシート。

2) chemSHERPA-CI

JAMPが提供する物質・調剤(塗料、接着剤等)・成形樹脂材料(ペレット)等に含有される化学物質の情報伝達をする為のシート。

【注記】

1) chemSHERPA-AI への入力文字は半角英数のみとし、全角文字は禁止
<対象>

- (1) 基本情報画面の「製品名」
- (2) 成分情報画面の「階層名」及び「部品名」

IEC62474 との規格整合(グローバル対応)に向けて、ローカル言語(全角文字)の半角英数化を進めていきますので、ご理解とご協力をお願い致します。

3. 1 材料・製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合

納入品に関して、使用材料、製法、製造場所、主要な生産設備、製造上の責任者等について変更が発生した際には、変更内容と影響範囲についてその都度速やかにご連絡ください。

また、化学物質の含有情報に関して、新たな含有が判明した場合や、既に報告された内容に変更が生じた場合も同様にご対応を宜しくお願いします。

3. 2 取引先様調査

(1) 取引先様の環境保全に関する項目

取引先様の環境保全への取組み状況を調査実施致します。

- i) ISO14001等の認証を取得している。または、同等の管理システムがある。
 - ・ISO14001等の認証取得年月日、認証機関を照査する。
- ii) グリーン調達を実施している。
- iii) ISO14001等の外部認証を未取得の場合には、以下の取組みを満たしている。

● 企業理念・方針

- ① 保全に関する企業理念がある。
- ② 環境方針を定め継続的向上および汚染防止を実施している。
- ③ 環境方針で法規制の遵守をしている。
- ④ 環境方針をすべての従業員に徹底させ、第三者が方針を入手できる。

● 計画・組織

- ⑤ 目的、目標を達成するための組織・責任者が明確になっている。
- ⑥ 目的、目標を達成するための実行計画がある。
- ⑦ 環境保全に対する目的、目標がある。

● 環境影響評価・システム

*以下の項目を管理・評価し改善に努力している。

- ⑧ 水質汚濁
- ⑨ 大気汚染
- ⑩ 騒音、振動
- ⑪ 廃棄物処理
- ⑫ エネルギー(電気、ガス、燃料等)
- ⑬ 生態系への負荷軽減、化学物質の使用の適正化に努めている。
- ⑭ 当社が定める禁止物質を生産工程で使用していない。
- ⑮ 製品アセスメントの仕組みがある。
- ⑯ 緊急時に対する仕組みがある。
- ⑰ 環境内部監査の仕組みがある。

● 教育訓練、情報提供

- ⑱ 環境関連の教育を実施している。
- ⑲ 著しい環境影響を及ぼす可能性のある作業に従事する者に教育訓練を実施し、作業リストを作成している。
- ⑳ 環境保全に関する情報を提供している。

(2) 調達品(原材料、包装材、部品、半完成品、完成品)の環境保全状況に関する調査項目

当社が、調達する調達品の環境負荷低減項目に関する調査、含有有害化学物質情報(製品質量、含有有害化学物質および濃度、使用用途、使用部位)を調査致します。

3. 3 環境影響評価

当社の環境側面と環境影響評価の概念と致しましては、取引先様の生産活動に伴うインプット(エネルギー、原材料等の投入)及び、アウトプット(廃棄物、排水等の不要物及び製品等の有要物の排出)を環境側面と捉え、それらの側面が環境へ及ぼす影響を評価致します。評価は、各取引先様に於ける大気汚染、水質汚濁、悪臭、オゾン層破壊に影響する法規制物質等の使用の有無等を要求に応じて調査をお願い致します。

3. 4 調達品に関する調査

(1) 含有化学物質調査

・当社が新規採用する原材料、部品、包装材、半完成品、完成品等の生産材調達品（塗料、めっき液等の副資材含む）は chemSHERPA-AI または chemSHERPA-CI にて部品部位の原材料レベルまでブレイクダウンして含有化学物質データを提出お願い致します。

(2) 「不含有/内容保証書」

・含有化学物質データの信頼性保証書としてとして図2の「不含有/内容保証書」の提出をお願い致します。

i) 調査対象化学物質及び REACH 規則への対応について

i-1) 含有化学物質調査

納入品に含有される化学物質の情報は表2の「禁止物質群」と「管理物質群」の二つのカテゴリに分けて把握します。

【表2】 ナカヨ自主管理化学物質区分/対比表

区分	管理対象物質	主な法規制
レベル1 禁止物質群	納入品に含有していることを禁止する化学物質。国内外の法規制で、製品（包装材を含む）への使用が原則的に禁止されている物質で、納入品に使用される可能性がある化学物質。	表3参照
レベル2 管理物質群	国内外の法規制他で、使用実態を把握し、適切な管理を要求されている物質及びリサイクルや適正処理を配慮すべき管理物質。なお、用途によって納入品への含有を制限する場合がある物質群も含む。	表4参照

【表3】 レベル1 禁止・制限化学物質群

No.	化学物質（群）名	管理値	参照法令
1	カドミウム及びその化合物 ※1	100ppm 以下、 100ppm 以下（包装材） ※5	「RoHS 指令（EU）」 「包装・包装廃棄物指令（EU）」
2	六価クロム化合物 ※1	1000ppm 以下、 100ppm 以下（包装材） ※5	「RoHS 指令（EU）」 「包装・包装廃棄物指令（EU）」
3	鉛及びその化合物 ※1	1000ppm 以下、 100ppm 以下（包装材） ※5	「RoHS 指令（EU）」 「包装・包装廃棄物指令（EU）」
	鉛及びその化合物（線材の被覆） ※1	300ppm 以下	
4	水銀及びその化合物 ※1	1000ppm 以下、 100ppm 以下（包装材） ※5	「RoHS 指令（EU）」 「包装・包装廃棄物指令（EU）」
5	ポリ臭化ビフェニール類（PBB 類）	1000ppm 以下	「RoHS 指令（EU）」
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	1000ppm 以下 使用禁止（DecaBDE） ※6	「RoHS 指令（EU）」 「TSCA PBT 規則」
7	ポリ塩化ビフェニル（PCB 類）	意図的な使用禁止 かつ 50ppm 以下	「化学物質の審査及び製造などの帰省に関する法律」（第1種特定） 「POPs」
8	ポリ塩化ターフェニル ※2（PCT 類）	意図的な使用禁止 ただし 機器は50ppm	「REACH 規則（EU）」
9	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が1以上）	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定） 「POPs」
10	短鎖型塩化パラフィン ※2 ※3	意図的な使用禁止 かつ 1500ppm 未満	「POPs」 「REACH 規則（EU）」
11	三置換有機スズ化合物 ※2 トリブチルスズ化合物（TBT） トリフェニルスズ化合物（TPT） ビス（トリブチルスズ）＝オキシド（TBTO）等	意図的な使用禁止 かつ スズとして1000ppm 以下	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（第1種特定化学物質） 「REACH 規則（EU）」
12	ヘキサクロロベンゼン	意図的な使用を禁止 かつ 10ppm 以下	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（第1種特定） 「REACH 規則（EU）」 「CLP 規則」 「POPs」
13	アスベスト類 ※2	意図的な使用禁止 かつ 1000ppm 以下	「REACH 規則（EU）」
14	オゾン層破壊物質 ※4	意図的な使用禁止	「モントリオール議定書」
15	PFOS/PFOS 類縁化合物	意図的な使用禁止	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（第1種特定） 「POPs」

No.	化学物質（群）名	管理値	参照法令
16	放射性物質	意図的な使用禁止	原子炉等規制法 放射線障害防止法
17	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的な使用禁止	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定) 「REACH規則(EU)」
18	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD または HBCDD) および すべての主要ジアステレオ異性体	意図的な使用禁止 かつ 75ppm 以下	「POPs」 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定)
19	フマル酸ジメチル (DMF) ※2	0.1ppm 以下	「REACH規則(EU)」
20	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	1000ppm 以下	「RoHS 指令(EU)」 「REACH規則(EU)」
21	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1000ppm 以下	
22	フタル酸ジブチル (DBP)	1000ppm 以下	
23	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm 以下	
24	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩 および PFOA 関連物質	意図的な使用禁止 かつ PFOA 及びその塩は25ppb 以下 PFOA 関連物質は合計 1000ppb 以下	「POPs」 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(第1種特定)
25	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))	使用禁止*6	「TSCA PBT 規則」
26	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	1%*6	「TSCA PBT 規則」
27	ヘキサクロロブタジエン (HCBd)	意図的な使用禁止*6	「TSCA PBT 規則」
28	炭素数 9 から 14 までのペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs)、その塩 および C9-C14 PFCA 関連物質	意図的な使用禁止 かつ C9-C14 PFCAs 及びその塩は 25ppb 以下 C9-C14 PFCA 関連物質は合計 260ppb 以下	「REACH規則(EU)」
29	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及びPFHxS 関連物質	意図的な使用禁止	「POPs」
30	デクロランプラス	意図的な使用禁止	「POPs」
31	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	意図的な使用禁止	「POPs」
32	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	意図的な使用禁止*6	「TSCA PBT 規則」

【表4】 レベル2 管理化学物質群

No.	化学物質（群）名	No.	化学物質（群）名
1	アンチモン及びその化合物 ※7	12	ホルムアルデヒド
2	ヒ素及びその化合物 ※7	13	ベンゼン
3	ベリリウム及びその化合物 ※7	14	フッ素系温室効果ガス
4	ニッケル及びその化合物 ※7	15	ペル/ポリフルオロアルキル化合物（PFAS）
5	セレン及びその化合物 ※7	16	デカブロモジフェニルエタン（DBDPE）
6	非特定臭素系難燃剤 ※8	17	REACH/制限物質に該当する多環芳香族炭化水素（PAHs）
7	ポリ塩化ビニル(PVC)類及びその混合物、その共重合体	18	REACH/制限物質
8	表3のNo. 20～23以外のフタル酸エステル類	19	REACH/認可対象物質
9	二置換有機スズ化合物（DBT, DOT など）	20	REACH/SVHC
10	コバルト及びその化合物 ※7	21	JAMP 管理対象物質 ※9（含む chemSHERPA） ※10
11	特定アミンを形成するアゾ染料・顔料	22	

【表3の備考】

- ※1: 金属には、その合金を含む。
- ※2: 用途、取り扱いが全面規制に相当すると判断した REACH/制限物質。
- ※3: 炭素鎖長/10～13 の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。
- ※4: モントリオール議定書対象物質。製造工程での使用禁止含む。
- ※5: 包装材は、4物質合計で100ppm以下。
- ※6: TSCA PBT 規制が適用される米国向けの成形品に限る。

【表4の備考】

- ※7: 金属には、その合金を含む。
- ※8: 表3（禁止物質）に記載の PBB 類、PBDE 類以外のもの。
- ※9: アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が規定する管理対象物質。
以下の法規及び業界基準に該当する物質を含む。

- | | |
|--|----------------------------|
| 1. 化審法（第一種特定化学物質） | 2. 安衛法（製造禁止物質） |
| 3. 毒劇物法（特定毒物） | 4. RoHS 指令 |
| 5. ELV 指令 | |
| 6. CLP（Annex VI の Table 3.1/CMR-Cat 1A、1B 並びに Table 3.2/CMR-Cat 1、2） | |
| 7. REACH Annex XVII（制限物質） | 8. REACH 認可対象候補物質（SVHC） |
| 9. POPs 規則 Annex I | 10. ESIS PBT（PBT 判定基準該当部分） |
| 11. GADSL | 12. IEC62474 |

- ※10: chemSHERPA が規定する管理対象物質。

以下の法規及び業界基準に該当する物質を含む。

- | | |
|---|----------------------------------|
| 1. 化審法（第一種特定化学物質） | 2. TSCA（使用禁止又は制限の対象物質（第6条） |
| 3. ELV 指令 | 4. ROHS 指令 |
| 5. POPs 規則 Annex I（認可物質） | |
| 6. REACH 規制 SVHC（認可対象候補物質）および Annex XIV | |
| 7. REACH 規制 Annex XVII（制限対象物質） | 8. GADSL |
| 9. IEC62474 | 10. 医療機器規則（MDR）Annex I 10.4 化学物質 |

詳細は <https://chemsherpa.net/tool> の以下を参照の事。

「chemSHERPA 管理対象物質説明書」、 「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」（最新版）

3. 5 購入品生産条件変更届出書の提出のお願い

表5に示す作業者 (Man)、機械・設備 (Machine)、材料・部品 (Material)、製造工程、工法 (Method) の4M変更は品質上の重要管理項目であり、切替えはお客様の承認を得て決定致します。取引先様に於かれましては、切替日より起算し6ヶ月前迄に弊社、資材課長宛に図1の「購入品生産条件変更届出書」を提出戴きます様、お願い致します。

【表5】 購入品生産条件変更届出書の提出を必要とする4M変更

No.	4M変更の種別	変更の内容
1	作業者 (Man)	(1)メカ (部品購入先/材料メカ/外注先) を変更 (2)製造場所を別工場へ移管する。 (3)検査部門の職制変更
2	機械・設備 (Machine)	(1)機械・設備の変更 (2)類似の機械・設備を増設 (3)機械・設備の設定条件を変更
3	材料・部品 (Material)	(1)素材、部品寸法・構造の変更 (2)環境対応等により、一部の仕様、品名、名称を変更 <一例> 鉛フリー化、RoHS2 規制対応等による変更 (3)副資材の変更 (接着剤、充填物、薬品等) (4)長期在庫品の納入 (5)梱包形態、輸送方法の変更
4	製造工程・工法 (Method)	(1)生産工法の変更 (手作業→機械化、金型の変更等) (2)加工条件の変更 (温度、回数、時間、表面処理の変更等) (3)工程管理方法の変更 (規格、管理項目の変更等) (4)作業環境の変更 (工場移転、VIA外変更等) (5)生産の再開 (生産中止後の再開、重大事故対策後の再開等) (6)検査方法の変更
【注】 No.1～4以外の変更内容は、弊社資材課担当へ処置を問合せ下さい。		

3. 6 納入資材の含有化学物質に関する覚書の締結について

生産材 (原材料、部品、半製品、製品など) としての調達品は、品質管理の視点から「納入資材の含有化学物質に関する覚書」(覚書) の締結をお願い致します。

4. 添付資料

4. 1 購入品生産条件変更届出書、記入説明

【 図 1 】

発行番号： _____

発行日：

購入品生産条件変更届出書

届出会社名

株式会社ナカヨ

工務部 資材課 課長 宛て

対象品名		図番		EDPコード*	
実施予定日	① 年 月 日ナカヨ発注分から切替 ② 年 月 日ナカヨ納入分から切替 いずれもナカヨ承認後適用になります。				
目的					
	新		旧		
変更内容					
確認	納入仕様書等への抵触	有 ・ 無		「有」の場合は提示予定日：	
	品質確認データの添付	有 ・ 無		サンプル提示予定日：	
	変更によるコスト変更	有 ・ 無		コスト変動がある場合： 現行単価： _____ 改訂単価： _____	
<対象製品>ナカヨ資材担当者記載				受領印	
				資材担当	資材発行者

【記入説明】

発行番号: NYC-20220620 貴社の発行番号 特に規定はありません 黄色部はすべて記載して、ご提出をお願い致します。 発行日: 2022年6月20日

購入品生産条件変更届出書

届出会社名 株式会社ナカヨ		貴社名 株式会社 ○○	
工務部 資材課 課長 宛て			
対象品名	変更部品の品名 複数ある場合は全て記載して下さい。 多い場合は別紙(図番, EDPも記載したリスト)でも可 ○○○○○○○○	変更部品の図番 R-O-○○○○	変更部品のEDPコード ○○○○○○A1
実施予定日	①2023年 1月 1日ナカヨ発注分から切替 ② 年 月 日ナカヨ納入分から切替 いずれもナカヨ承認後適用になります。		
目的	調達性改善の為。 従来材料の入手性が悪い為、入手性の良い他社同等品に材料を変更		
変更内容	新	旧	
	新材料 製造メーカ: ▲▲社 型番: ▲▲▲▲▲▲ 詳細別紙 変更により現在の納入仕様書の抵触する (納入仕様書を差し替える必要がある)場合は「有」に 無い場合は「無」に○を付ける	従来材料 製造メーカ: ○○社 型番: ○○○○○○ 詳細別紙 変更点の変更前の 情報を記載 改訂した納入仕様書の提出予定日 仕様書の改訂がない場合は空欄で可 変更サンプルの提出予定日	
確認	納入仕様書等への抵触	(有) ・ 無	「有」の場合は提示予定日: 2022年6月30日
	品質確認データの添付	(有) ・ 無	サンプル提示予定日: 2022年7月31日
	変更によるコスト変更	(有) ・ 無	コスト変動がある場合: 現行単価: ¥20.00 改訂単価: ¥19.50
<対象製品>ナカヨ資材 変更により単価が変更になる場合は「有」に○、 現行単価が維持される場合には「無」に○を付ける		資材担当 資材発行	変更品の単価 変更無い場合は空欄で可

4. 2 不含有/内容保証書、記入説明、添付一覧表

【図2】

株式会社 ナカヨ 宛

年 月 日

納入物品の含有化学物質に関する

不含有/内容保証書

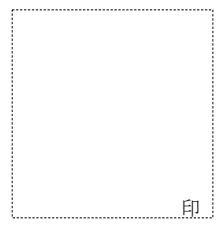
取引先コード: _____

(ナカヨ取引先) 会社名: _____

回答責任者: _____

担当窓口部署名: _____ 氏名: _____

電話番号: _____ e-mail: _____



下記の対象製品リストに記載された納入製品に関し、

- 表1. 禁止・制限化学物質及び表2. 弊社が独自に追加する管理対象物質(以下対象化学物質)を意図的に使用していないことを保証します。並びに、閾値のある物質については含有量(不純物を含む)が表に記載されたRoHS等の『法規制値』以下であることを保証します。但し、対象製品リストにRoHS適用除外規定を記載した製品(部品)は、含有量が『法規制値』以下であることを保証するものではないが、該当する除外条件が適用可能であることを保証します。
- 対象化学物質に関して提供する含有量データは科学的な根拠に基づくものであり、かつ、登録されたデータが正しいことを保証します。

対象製品(記入欄不足の場合は、リストを追加して添付します)

No.	弊社 型式番号	ナカヨ EDPコード	ナカヨ 部品名称	RoHS適用除外規定※1		
				有/無	適用除外コード	部品部位

※1: 使用している禁止・制限化学物質がRoHS除外項目に含まれる場合、該当する適用除外コードと部品部位を記入のこと。
適用除外コードは、ANNEX III、ANNEX IVの除外コードNo.を用いて記入のこと。(例: 高融点はんだの中の鉛=7(a))

表1. 禁止・制限化学物質

No.	対象物質名	閾値(法規制値)	No.	対象物質名	閾値(法規制値)
1	カドミウムおよびその化合物	100ppm ^{*4,*5}	19	フマル酸ジメチル(DMF)	0.1 ppm
2	六価クロム化合物	1000ppm ^{*4}			
3	鉛およびその化合物	1000ppm ^{*4}	20	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	1000ppm ^{*4}
	鉛およびその化合物(線材の被覆) ^{*1}	300ppm			
4	水銀およびその化合物	1000ppm ^{*4,*5}	21	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1000ppm ^{*4}
1~4	鉛、カドミウム、水銀、六価クロム(包装材) ^{*2}	合計100ppm	22	フタル酸ジブチル(DBP)	1000ppm ^{*4}
5	ポリ臭化ビフェニル(PBB類)	1000ppm ^{*4}	23	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm ^{*4}
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm ^{*4}	24	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩 および PFOA 関連物質	意図的な使用を禁止 かつ PFOA および その塩は25ppb以下 PFOA 関連物質は合計1000ppb以下
	DecaBDE	使用禁止 ^{*7}			
7	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)	意図的な使用を禁止 かつ 50ppm以下	25	リン酸トリス (イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))	使用禁止 ^{*7}
8	ポリ塩化ターフェニル(PCT類)	意図的な使用を禁止 ただし 機器は50ppm			
9	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上)	意図的な使用を禁止	26	ベンタクロロチオフェノール(PCTP)	1% ^{*7}
10	短鎖型塩化パラフィン	意図的な使用を禁止 かつ 1500ppm未満	27	ヘキサクロボタジエン(HCBD)	意図的な使用禁止 ^{*7}
11	三置換有機スズ化合物 ^{*3}	意図的な使用を禁止 かつ スズとして1000ppm	28	炭素数9から14までのペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs)、その塩 および C9-C14 PFCA 関連物質	意図的な使用禁止 かつ C9-C14 PFCAs及びその塩は25ppb以下 C9-C14 PFCA 関連物質は合計260ppb以下
12	ヘキサクロベンゼン	意図的な使用を禁止 かつ 10ppm			
13	アスベスト類	意図的な使用を禁止 かつ 1000ppm	29	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)とその塩 およびPFHxS関連物質	意図的な使用禁止
14	オゾン層破壊物質 ^{*6}	意図的な使用を禁止	30	デクロラプラス(DP)	意図的な使用禁止
15	PFOS/PFOS類緑化合物	意図的な使用を禁止			
16	放射性物質	意図的な使用を禁止	31	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)- 4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-328)	意図的な使用禁止
17	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)- 4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的な使用を禁止			
18	ヘキサプロモシクロデカン(HBCD) および すべての主要ジアステロ異性体	意図的な使用を禁止 かつ 75ppm以下	32	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	意図的な使用禁止 ^{*7}

*1: 線材の被覆に適用。

*2: 包装または包装成分に含まれる鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの含有総量に適用。

*3: ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)、トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)、その他の三置換有機スズ化合物。

*4: 閾値は均質物量あたりの含有量。

*5: 電池に関しては、電池単体の場合はRoHS指令ではなく電池指令を適用する。電池の重量に対する濃度が0.0005%(5ppm)を超えないこと。

携帯型電池は、電池の重量に対する濃度が0.002%(20ppm)を超えないこと。

*6: 製造工程での使用禁止含む。

*7: 米国TSCAによる制限・禁止

表2. 弊社が独自に追加する管理対象物質

No.	対象物質名	判定基準
1	赤リン(樹脂中の難燃剤用途)	意図的な使用を禁止

【記入説明】

株式会社 ナカヨ 宛

納入物品の含有化学物質に関する

年 月 日

記入説明

不含有/内容保証書

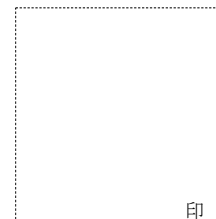
取引先コード: 注文書揭示の5桁番号

(ナカヨ取引先) 会社名: _____

回答責任者: 代表者または部門長

担当窓口部署名: 営業部門 氏名: ご担当者

電話番号: _____ e-mail: _____



下記の対象製品リストに記載された納入製品について

1. **注文書に記載したナカヨのEDP#を記入願います。**

2. **対象化学物質に関して提供する含有量データは科学的な根拠に基づくものであり、かつ、**

対象製品(記入欄不足の場合は、リストを追加して添付します)

No.	弊社 型式番号	ナカヨ EDPコード	ナカヨ 部品名称	RoHS適用除外規定※1		
				有/無	適用除外コード	部品部位
	無い場合は不要					

※1: 使用している禁止・制限化学物質がRoHS除外項目に含まれる場合、該当する適用除外コードと部品部位を記入のこと。
適用除外コードは、ANNEX III、ANNEX IVの除外コードNo.を用いて記入のこと。(例: 高融点はんだの中の鉛=7(a))

表1. 禁止・制限化学物質

No.	対象物質名	閾値(法規制値)	No.	対象物質名	閾値(法規制値)
1	カドミウムおよびその化合物	100ppm ^{*4,*5}	19	フマル酸ジメチル(DMF)	0.1ppm
2	六価クロム化合物	1000ppm ^{*4}	20	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	1000ppm ^{*4}
3	鉛およびその化合物	1000ppm ^{*4}	21	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1000ppm ^{*4}
	鉛およびその化合物(線材の被覆) ^{*1}	300ppm	22	フタル酸ジブチル(DBP)	1000ppm ^{*4}
4	水銀およびその化合物	1000ppm ^{*4,*5}	23	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm ^{*4}
1~4	鉛、カドミウム、水銀、六価クロム(包装材) ^{*2}	合計100ppm	24	ペルフルオロオクタノ酸(PFOA)とその塩 および PFOA関連物質	意図的な使用を禁止 かつ PFOA および その塩は25ppb以下 PFOA 関連物質は合計1000ppb以下
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1000ppm ^{*4}	25	リン酸トリス (イソプロピルフェニル)(PIP(3:1))	使用禁止 ^{*7}
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm ^{*4}	26	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	1% ^{*7}
	DecaBDE	使用禁止 ^{*7}	27	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	意図的な使用禁止 ^{*7}
7	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)	意図的な使用を禁止 かつ 50ppm以下	28	炭素数9から14までのペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA)、その塩 および C9-C14 PFCA関連物質	意図的な使用禁止 かつ C9-C14 PFCAおよびその塩は25ppb以下 C9-C14 PFCA関連物質は合計260ppb以下
8	ポリ塩化ターフェニル(PCT類)	意図的な使用を禁止 ただし 機器は50ppm	29	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)とその塩 およびPFHxS関連物質	意図的な使用禁止
9	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が1以上)	意図的な使用を禁止	30	デクロランプラス(DP)	意図的な使用禁止
10	短鎖型塩化パラフィン	意図的な使用を禁止 かつ 1500ppm未満	31	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)- 4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-328)	意図的な使用禁止
11	三置換有機スズ化合物 ^{*3}	意図的な使用を禁止 かつ スズとして1000ppm	32	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)	意図的な使用禁止 ^{*7}
12	ヘキサクロロベンゼン	意図的な使用を禁止 かつ 10ppm			
13	アスベスト類	意図的な使用を禁止 かつ 1000ppm			
14	オゾン層破壊物質 ^{*6}	意図的な使用を禁止			
15	PFOS/PFOS類縁化合物	意図的な使用を禁止			
16	放射性物質	意図的な使用を禁止			
17	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)- 4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的な使用を禁止			
18	ヘキサブロモシクロデカン(HBCD) および すべての主要ジアステレオ異性体	意図的な使用を禁止 かつ 75ppm以下			

- *1: 線材の被覆に適用。
- *2: 包装または包装成分に含まれる鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの含有総量に適用。
- *3: ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)、トリブチルスズ類(TBT類)、トリアニルスズ類(TPT類)、その他の三置換有機スズ化合物。
- *4: 閾値は均質物量あたりの含有量。
- *5: 電池に関しては、電池単体の場合はRoHS指令ではなく電池指令を適用する。電池の重量に対する濃度が0.0005%(5ppm)を超えないこと。
携帯型電池は、電池の重量に対する濃度が0.002%(20ppm)を超えないこと。
- *6: 製造工程での使用禁止含む。
- *7: 米国TSCAによる制限・禁止

表2. 弊社が独自に追加する管理対象物質

No.	対象物質名	判定基準
1	赤リン(樹脂中の難燃剤用途)	意図的な使用を禁止

5. 改訂来歴

【改訂来歴】				
版	年.月.日	頁	記載事項	改訂理由・内容
1	2005.1.25			初版制定
2	2007.9.28	4	表3：購入品生産条件変更届出書	提出を必要とする基準（一例）を追加
		7	図1：「購入品生産条件変更届出書」	版数6⇒8版・・・注 hp.は7版の掲示はしていません。 判定及び処置欄に有害化学物質調査票・・・要/否及び不含有/内容保証書・・・ 要/否の環境情報を追加（7版） 組織変更により部品設計係⇒品質保証部（8版）
		8～10	図2：「不含有/内容保証書」	記入説明の頁を追加 表2の対象管理化学物質の対象表を変更（14物質⇒9物質に削減） 付属書：適用除外リストへの対象物質追加等
		12	表6：(株)ナカヨ有害化学物質含有調査票 (別紙) <リスト-2>	記入説明を追加
3	2009.1.30	9	不含有/内容保証書の 表1：対象禁止化学物質	N011：(C10～C13) ⇒追加 N013：アゾ染料・顔料⇒一部のアゾ染料・顔料(特定アミンを生成する)：織物 及び革製品用途のみ
		10	付属書 適用除外リスト	No5のP BDE類 ⇒2008年4月1日欧州判決結果により削除 尚、適用は2008年7月1日からとする。
		13	改訂来歴	追加
4	2010.3.1	2	表1の調査表一覧	REACH規則関連の項目を追加
		4	3.3(1)有害化学物質含有調査	REACH規則関連の項目を追加
		8	図1の購入品生産条件変更届出書	判定⑧及び処置⑦の項： 不含有/内容保証書⇒不含有保証書に変更。
		9	図2の不含有保証書	帳票名を不含有/内容保証書⇒不含有保証書に変更。 表1のナカヨ基準値を削除 表2の対象管理化学物質一覧を削除。
		12	付属書	適用除外物質を全面見直し
		13	有害化学物質含有調査票 (別紙) <リスト-2>の【記入説明書】	Ver6.0に変更対応： REACH【SVHC】の関連項目追加
5	2012.1.27	8	図1「購入品生産条件変更届出書」	注)判定「否」の場合の納入禁止を追記
		13,14	図2「不含有保証書(和)」	RoHS2除外リスト(付属書4.1)更新
		—	図2「不含有保証書(英)」	表1のダウンロードファイルを上記を折込み
		2,15	表1,6：有害化学物質含有調査票	調査票をVer6.1に更新
6	2012.10.31	2	表1調査表一覧	調査区分の4M変動時をその他の調査区分に変更 表6有害化学物質含有調査票をV6.2に版数UP
7	2014.8.20	表紙他	商号変更	株式会社ナカヨ通信機⇒株式会社ナカヨ
		5	3.4購入品生産条件変更届出書の提出のお願い	購入品生産条件変更届出書の提出のお願い：「事前に当社の資料課長宛に・・・お願い致します。」⇒追記
		表3	表記	【注】・・・問合せ下さい。⇒追加
		10～12	注記※2	適用除外は・・・JGPSSIコードを用いて記入のこと。⇒削除
		13～15	JGPSSI準拠Codeの列表記	削除
		15	除外コード	NO.40,41追加
8	2016.2.8	2	3-表1-表6	F6「」-V6.3⇒V6.4,V-009-12⇒13
		4	3の3.3-i-2)	・JAMPの最新版リストに追加・・・速やかに弊社の資料担当へご連絡をお願い致します。⇒追加
		5	3.4 購入品生産条件変更届出書の提出のお願い	・・・切替えはお客様の承認を得て決定致します。取引先様に於かれましては、切替日より起算し6ヶ月前迄に弊社、資料課長宛に図1の「購入品生産条件変更届出書」を提出戴きます様、お願い致します。⇒追加
		8	購入品生産条件変更届	V-009-12⇒13
		10～12	RoHS適用除外リスト	RoHS2適用除外項目 ANEEXE3,ANNEX4を引用
9	2017.2.17	2	表1調査表一覧	新規部品採用時の表8有害化学物質調査表の指定に 「・・・AIを優先する。・・・」を追加
		11	図2 不含有/内容保証書	図2の表2. 禁止候補化学物質・フタル酸 4物質を追加
10	2018.5.22	3他	chemSHERPA関連情報追記	chemSHERPA対応
		12	・表2. 表3：PFOA、赤リ追加及び署名、連名化 ・表6、表7を削除	化学物質の追加及び回答責任元の明確化
11	2018.11.9	9	図2 不含有/内容保証書	様式番号を誤記訂正：PD-1763-13⇒PD-197-2
12	2019.4.19	5	P4. 【表3】 レベル1	禁止物質群：NO20 から NO23 に追加○。(表4から移動)
				N-フェルバンゼンアミン、スフィン及びBNSTを削除
13	2019.8.30	2,9,10	図2 不含有/内容保証書	図2表記を削除及び署名欄変更により様式版数を3⇒4版
14	2019.11.22	9,10	図2 不含有/内容保証書	表2 PFOA(ペフルオロオクタン) 関連を表1に移動
15	2020.8.21	2	表1 調査表一覧 調査区分 その他	購入品生産条件変更届出書 様式番号誤記訂正：V-059 ⇒ V-068
		7,8	購入品生産条件変更届出書、記入説明	様式番号訂正による、帳票差替え V-059 ⇒ V-068
		9,10	不含有/内容保証書、記入説明	様式番号訂正による、帳票差替え (PD-197)

【改訂来歴】

版	年.月.日	頁	記載事項	改訂理由・内容
16	2021. 1. 5	7, 8	購入品生産条件変更届出書、記入説明	ワークフロー化に伴う、帳票差替え V-068 ⇒ V-070
17	2021. 5. 17	4~6	【表3】 禁止物質群及び参照法令 【表4】 管理物質群	米国 TSCA PBT 規制対応 禁止物質、管理物質追加
18	2022. 7. 1	8, 9	4. 1 購入品生産条件変更届出書、記入説明 【図1】	購入品生産条件変更届出書改訂による 禁止物質、管理物質見直し
19	2023. 10. 26	5, 6	【表3】 禁止物質群及び参照法令 【表4】 管理物質群	見直しによる帳票差替え (PD-197)
		10, 11	【図2】 不含有/内容保証書、記入説明	
20	2024. 12. 20	1, 2	3. 取引先様の環境保全に関する調査及び契約	3. 1 材料・製法及び化学物質の含有情報等に変更が生じた場合 追加
		5	【表3】 レベル1 禁止・制限化学物質群	管理値見直し 禁止・制限化学物質 追加
		10, 11	【図2】 不含有/内容保証書、記入説明	帳票差替え (PD-197)